

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る
宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル
(第4版)

令和2年4月23日
(令和2年8月6日改訂)

目次

はじめに

1 宿泊療養の事前準備

2 宿泊施設の選定・準備

- (1) ホテルに関する情報提供
- (2) 選定に際しての事前の検討
- (3) 都道府県が把握しているホテル等の宿泊施設の一覧等を活用する場合の留意点
- (4) 公募等により宿泊施設を選定する場合の留意点

3 オペレーション体制の構築

- (1) 宿泊療養の対象者
- (2) 関係各所との事前の調整
- (3) 主な担当業務と必要人員
- (4) 事務局の業務スケジュール
- (5) 宿泊施設における必要な資材等
- (6) 宿泊施設との契約
- (参考) 当該施設における対応業務マニュアルの策定に当たっての留意点

別添 1) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養対応業務運営
マニュアル(例)

別添 2) 受入れホテルの確認事項チェックリスト

はじめに

- 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（令和2年4月2日付け事務連絡）において示した「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」（以下「4月2日宿泊療養マニュアル」という。）では、新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養（以下「宿泊療養」という。）の具体的な実施に当たって、当該施設を運営する職員の作業手順や感染管理の留意点等を示すとともに、宿泊療養を行う軽症者等（以下「宿泊軽症者等」という。）に対する注意喚起事項等を示した。

また、再び感染が大きく拡大する局面も見据え、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日付け事務連絡）（以下「6月19日事務連絡」という。）において、都道府県は、新たな「流行シナリオ」を踏まえて、それぞれの実情を加味した患者数を算出するとともに、必要な病床数・宿泊療養施設（宿泊療養を実施する施設をいう。以下同じ。）の居室数等について量的に明確化し、計画的に体制整備を行う考え方を示した。

これらは、作成時点の知見を基に作成したものであり、随時、見直すことがあり得るとしていたものである。加えて、適切な感染症防止策を講じることを前提に、様式を含め、宿泊施設の形態等に応じた改変・工夫を認めている。

- 本マニュアルは、都道府県担当部局向けに、宿泊施設の選定を含む具体的な事前準備を整理するとともに、実際のオペレーションを担う者向けに、具体的な参考資料を提供するものである。

1 宿泊療養の事前準備

（１）主体について

- 宿泊療養の事前準備に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）（以下「4月2日準備事務連絡」という。）において、都道府県に保健所設置市・特別区の窓口と宿泊療養等に関して調整する窓口を設置することとし、管内保健所設置市及び特別区分もとりまとめて枠組みを検討することとしている。ただし、都道府県と市区において協議が整った場合、異なる取扱いをとることは差し支えないものである。

（２）必要となる宿泊療養施設数の推計について

○ 今後、再び感染が大きく拡大する局面も見据え、宿泊療養の事前準備として、まずは、宿泊施設の確保に取り組む必要がある。宿泊療養を担う宿泊療養施設の確保に当たっては、6月19日事務連絡に基づき、段階的なフェーズごとに必要な宿泊療養施設の居室数、施設数等を設定した上で、計画的かつ適時適切なタイミングで確保することが求められる。確保に当たっては、宿泊療養施設の確保及び実際の稼働まで、以下のとおり、一定の期間を要することに留意し、令和2年6月までの対応（以下「今般の対応」という。）を検証しつつ、事前準備に着手することが必要である。

- ・フェーズごとに療養者数（入院又は宿泊療養が必要な者の数をいう。以下同じ。）及び入院を要する患者が増大する中で、入院患者等に対する医療提供体制を確保するためには、その時点で軽症者等が安心して療養できる環境があることが前提となる。
- ・今般の対応では、半数以上の都道府県が宿泊療養施設の確保までに、1週間以上の期間を要していた。
- ・中でも、宿泊療養施設の選定に当たって、公募方式を採った都道府県が一定数見られたところ、公募に当たって一定の期間が必要であった。なお、今後を見据え、既に宿泊療養施設の公募を開始している例も見られる。
- ・公募以外の方法で確保した都道府県においても、時間的制約の下での選定に困難を感じた例が多く見られた。
- ・また、単に宿泊療養施設との間で利用に関して合意しているというのみならず、医療スタッフ、事務スタッフといった人員の確保・体制の整備はもちろん、消毒、清掃、廃棄物処理等を含め、宿泊施設ごとのオペレーション体制の構築までの準備が必要となった。
- ・加えて、宿泊療養の実施に当たって必要となるマスク、ガウン等の物資（※）、体温計、パルスオキシメーター等の機器の確保についても一定の期間を要する。
- ・上記の準備に当たっては、管内関係機関・関係団体との調整を行いつつ、地元住民（例：自治会、町内会等）・企業への説明とともに、具体的に様々な検討・調整を並行して進めることが必要であり、一定の期間を要する。

※ 宿泊療養施設については、従事者の医療用物資の提供に関し、その他特別な事由がある場合の医療機関等として、対象に位置付けられている。（「医療従事者の医療用物資の医療機関等への配布について」（令和2年6月26日付け事務連絡）等参照）

○ 各都道府県においては、6月19日事務連絡に基づき、都道府県ごとに算出される患者推計を踏まえ、療養者数のピーク時において宿泊療養が必要な者の数（「推計最大宿泊療養者数」）として見込んだ数を考慮して、宿泊療養施設数を設定するとともに、療養者数の増加によって移行するフェーズごとに必要な宿泊療養施設等の設定を行うことが必要となる。

○ ただし、上記のとおり、宿泊療養施設の確保及び稼働には一定の期間を要すること、

クラスターの発生など突発的な患者の増加も起こりうることを勘案し、フェーズの段階にかかわらず、あらかじめ一定数確保することが必要となる。

○ 必要となる宿泊療養施設数の設定に当たっては、以下のポイントに留意すること。

- ・ 宿泊療養が必要な者の数（以下「宿泊療養者数」という。）については、療養者数から推計入院患者数を控除した人数がベースとなる。
- ・ 新たな「流行シナリオ」では、実態として、重症化しやすい高齢者はすべて入院管理、他の年齢群では30%が入院管理、すなわち、70%は入院以外、宿泊療養等による対応を想定している（そのため、他の年齢群を中心に感染者数・入院患者数が発生・増加するに従い、宿泊療養者数も更に増加する点に留意が必要。）
- ・ フェーズの進展に伴い、入院患者が軽症化し、入院医療から宿泊療養へと移行するケースが増えることも想定される。
- ・ なお、宿泊施設を確保した場合においても、医療スタッフ、事務スタッフの宿泊用の部屋など（※）を確保するとともに、清掃・消毒などにより、実際の利用室数は確保室数よりも少なくなることに留意することが必要である。

※ 医療スタッフ・事務スタッフの宿泊用の部屋や事務局の会議室の選定に当たっては、感染防護の観点から、宿泊軽症者等と動線が分かれる位置（フロア）にするなど、配慮が必要。

- ・ 今般の対応では、宿泊療養施設の確保に当たっては、一棟ごと借り上げている都道府県が多いこともあり、病床確保計画ほど細かくフェーズ設定せずに、確保できた宿泊療養施設単位で受け入れられる患者数を踏まえ、別途フェーズを設定して対応することも可能（例：病床確保計画ではフェーズ4まで設定、宿泊療養施設の確保に関しては大まかに2段階のフェーズを設定）

○ その際、例えば、

- ・ 初期のフェーズに限って、病床を患者推計で必要と見込まれる相当数以上を即応病床として確保し、その相当数分は宿泊療養施設の設定・確保を行わない
 - ・ 宿泊療養施設の確保が必要となった際には利用客・予約客の融通を行うようその地域の宿泊施設関係者とあらかじめ調整・合意を行っておく
- など、都道府県の実情に応じて、柔軟な確保方策をとることも可能である。

○ こうした検討の参考となるよう、以下、2において、宿泊施設の選定・準備の進め方の考え方を整理した。これは、先行する都道府県等の取組を参考に、現時点の情報・知見を基にとりまとめたものであり、今後も新しい情報・知見や、都道府県等との意見交換などを踏まえ、改善をしていく予定である。

また、各都道府県での運用に当たっては、地域の状況に応じた工夫・改変が必要であることは当然であり、そうした対応を否定するものではないことを申し添える。

2 宿泊施設の選定・準備

(1) ホテル等に関する情報提供

- 観光庁が中心となり、宿泊療養の利用が可能な宿泊施設の一覧（客室数を含む。）を作成し、厚生労働省を通じて都道府県に提供しているので、活用されたい。

（例）

- ・ 宿泊施設の借用形態（一棟貸し、フロア貸し等）
 - ・ 提供可能期間
 - ・ 受入までの準備期間
 - ・ 駐車場の有無・駐車可能台数
 - ・ 客室数・設備（エレベーターの有無、客室個別の空調の有無、Wi-fi 設備の有無等）
 - ・ 宿泊施設側で対応が可能なサービス
- ホテルを確保するに当たっては、感染症対策や医療提供体制の確保を担う保健医療担当部局のみならず、全庁体制の下、速やかに作業を行うことも考えられる。なお、その場合においても、施設の選定が適切に行われるよう、保健医療担当部局においても緊密に連携を図ることが必要である。

(2) 選定に際しての事前の検討

- 都道府県においては、当該地域の状況等に応じてホテルを選定するに当たり、主に次の項目について確認していくことが考えられる。また、地域の状況等に応じてあらかじめ優先順位を決定しておくことが望ましい。

①確保する室数とその確保方策の基本的な考え方

- ・ 都道府県において、上記に基づき、確保する室数を決める必要がある。また、当面、一定数以上確保すべき室数、フェーズごとに段階的に確保する室数をどのような手段で確保するのか、考え方を組織として整理することが重要となる。
- ・ 整理に当たっては、例えば、以下のポイントを中心に検討することが考えられる。
 - a) フェーズの初期段階から一定の段階までに備え、先行して確保しておくべき一定数以上の室数と施設数（推計値によっては、複数施設の確保が必要）
 - b) 一定段階以上のフェーズ（例：入院医療におけるフェーズ3～4相当）に達した以降に備えて確保すべき室数と施設数
 - c) 仮に緊急事態宣言が発令された場合、必要に応じて臨時の医療施設に転換する施設の候補

d) 発症直後から宿泊療養となるケースへの対応、入院患者が軽症化し、入院医療から宿泊療養へと移行するケースへの対応、といった宿泊療養に係るフローの整理や、初期のフェーズでは原則全員が一度は入院し、宿泊療養は一度入院した患者に対してのみ行うとする場合には、発症直後に宿泊療養を行うタイミングとこれに対応する宿泊療養施設

- ・ 宿泊療養施設の確保に当たっては、宿泊施設一覧等を活用し、段階的に室数を増やしていく方法や一度に相当多くの室数を公募する方法、協定等に基づき、関係団体に選定等を委託する方法等も考えられる。
- ・ また、適切に感染管理策を講じることができるかどうかという視点に加えて、選定の際には、効率的な運営の観点から、立地が偏在しないよう地域性を加味するほか、感染症指定医療機関を含めた入院医療機関との距離、室数の多いホテルや実際のオペレーションの体制確保（動線、ゾーニングなどのハード面のほか、人員などのソフト面を含む。）が容易なホテルとするなどの視点も重要と考えられる。

②宿泊施設の借用形態

- ・ 感染防護の観点から、宿泊軽症者等と職員や他の宿泊者との動線（出入口、廊下、エレベータ、階段など）が分けられるなど、適切なゾーニングを行うことができる施設を選定することが必要である。
- ・ 適切に宿泊施設を管理する観点から、基本的には、一棟ごと借り上げることが考えられる。フロア単位で借り上げる場合、他の宿泊者や職員等と異なる動線を設けることができる等、より徹底したゾーニングが求められる。その際、部屋数、受け入れる宿泊軽症者等数との関係で、食事の配布スペース等が十分な面積を確保することが可能か、確認することが望ましい。
- ・ また、事務局によるオペレーションを実施する上で、適宜、ガウン等の着脱スペース、執務・会議スペース、医療スタッフ・事務スタッフの休憩スペースや宿泊用の部屋が確保可能か、確認しておくことも考えられる。

③提供可能期間

- ・ 新たな「流行シナリオ」に基づき、都道府県ごとに算出される患者推計において、患者総数が一定数を超える期間※を念頭に、施設の提供可能期間として、例えば2～3ヶ月程度を見込める宿泊施設を優先することが考えられる。なお、その後の状況についても予断を許さないことから、必要に応じた期間の延長についてもあらかじめ確認しておくことが考えられる。

※ 例えば、患者推計において基準日としている「人口10万人当たりの週平均新規感染者数（報告数）が2.5人となる日」から、「人口10万人当たりの週平均新規感染者数（報告数）が0.5人となる日」までを念頭に、期間を設定することが考えられる。

④駐車場等の状況

- ・ 宿泊療養を行う軽症者等が医療機関等から宿泊施設に搬送される場合に適切な駐車場があるか、ない場合には代替的な対応ができるか、確認することが必要と考えられる。

⑤室内設備等の整備状況

- ・ 居室は個室とする。(2人以上の利用を想定した居室であっても個室として使用する。)ただし、同居家族が同時に宿泊軽症者等として滞在する場合には、同室も可とする。
- ・ バス・トイレが整っている居室であることが基本である。難しい場合、宿泊軽症者等が共用することになるが、入浴時間帯を変えるなど、運用面で十分配慮することが必要である。
- ・ そのほか、宿泊療養の特性を踏まえ、手洗い設備、冷暖房設備、Wi-Fi 等によるインターネット環境の整備状況等も確認することが必要と考えられる。

⑥宿泊施設側で対応可能なサービス

- ・ 宿泊施設側で対応が可能なサービス(食事(弁当)や水(ペットボトル)などの配布、リネン類の配布・交換、客室清掃、ゴミの回収、備品の発注等既存業者とのやりとりなど)について、ホテルスタッフ等の協力をどの程度まで得られるのかといった点も事前の確認が必要である。

⑦その他

- ・ 宿泊施設内のエレベーターについては、宿泊軽症者等と職員等とを分けるため、台数を踏まえ、動線の確認が必要である。

(3) 都道府県が把握しているホテル等の宿泊施設の一覧等を活用する場合の留意点

- (1) のとおり、厚生労働省が提供している宿泊施設一覧(客室数を含む。)を基にホテル候補を選定する場合には、チェックリストを参考にすることが考えられる。
- 管内のホテルとの事前調整等に当たって、都道府県においては、以下の進め方も参考に早急に検討することが考えられる。なお、進め方については、それぞれの地域の各種状況に応じた対応が必要となる。
 - ① 候補となるホテルの絞り込み条件の優先順位付け
 - ② 優先順位の高い条件を満たすホテルなどの宿泊施設の整理
 - ③ 「1 宿泊療養の事前準備」を踏まえた検討
 - ④ 以下、候補施設の検討・決定、個別施設との調整・交渉(関係機関等との調整を

含む)、宿泊施設の決定

※ 実際の契約・運用に至るまでに、施設ごとに運用のオペレーションの確認が必要であり、順次、各候補施設と具体的なオペレーション体制の構築に向けた協議を進めることが必要と考える。

○ 都道府県が所管・運営等している施設を宿泊軽症者等のための宿泊施設として運用することはあり得るが、その場合には、人員の確保・体制の整備や、日用品・備品の確保等も勘案した上で判断することが必要である。

(4) 公募等により宿泊施設を選定する場合の留意点

○ 今般の対応においても、一部の都道府県においては、あらかじめ選定要件を明示し、効率的に選定する観点から、宿泊軽症者等の宿泊療養施設を公募等により選定し、確保した例も見られる。公募等を実施する場合、方針決定・準備・公募・選考・施設決定までに一定の期間が必要であることに留意し、公募等を検討する都道府県においては、速やかに検討に着手する必要がある。

○ 公募にあたっては、あらかじめ、公募条件を検討・決定することが必要である。公募条件としては、例えば、

- ・ 宿泊施設の条件

(例：一棟借り上げ、望ましい室数、居室の設備（トイレ、入浴設備等）等)

- ・ 受け入れ期間

(例：2～3か月程度等)

- ・ 運営業務の支援内容

(宿泊療養者等への食事提供、客室の清掃、ベッドメイク等)

- ・ 借り上げ料

(例：建物（棟）単位で利用する場合の相当額（具体的な金額は別途協議）等)

などが考えられる。

条件をより多く設定すれば、絞り込みが可能になると考えられるが、公募や選定に要する期間は長くなると考えられ、また、最終的には、感染防止対策を中心に各施設の現地の確認が必要になることにも留意が必要と考える。

○ また、公募に当たって、公募条件以外の内容についても、別添チェックリストも参考に提案を求めることが考えられる。

最終的には提案内容の実現可能性についての確認が必要であるが、宿泊施設側の意向をあらかじめ確認するためのひとつの手法と考えられる。

(例：条件を超えて受け入れが可能な期間、宿泊費用、食事（弁当）の提供、リネン

の洗濯・交換、居室の清掃・消毒、廃棄物の処理、館内放送等)

(5) 宿泊団体等への委託により宿泊療養施設を選定する場合の留意点

- 今般の対応において、宿泊団体等に対し、宿泊療養施設の候補となる施設の選定等を委託し、確保した例も見られる。選定に当たって、一定の期間を有することを念頭に、宿泊団体等に対し委託する、又は協力を求める業務の範囲等をあらかじめ明確にした上で、着手する必要がある。
- 候補となる施設の条件については、上記(4)における公募条件と同様になることが考えられる。

(6) 事前に締結した協定等に基づき確保する方法

- 宿泊療養施設の確保に当たっては、上記1(2)にあるとおり、通常の宿泊施設として稼働している施設を、実際に確保が必要となった際、利用客・予約客の振替を行うことで宿泊療養施設として転換、確保が可能となるよう、その地域の宿泊団体、宿泊施設関係者とあらかじめ調整・合意しておくことが適当である。
- 上記の調整・合意については、協定等の形で明文化することが必要になると考えられるが、当該協定等においては、宿泊施設、宿泊団体等による協力の範囲、費用負担等について明確にしておくほか、特に、当該施設に利用客・予約客がいる場合、代替となる宿泊施設の提示、振替等が必要となることから、あらかじめ代替施設を選定するとともに、その旨を明確にしておくことが求められる。

3 オペレーション体制の構築

(1) 宿泊療養の対象者

- 宿泊療養の対象者は、4月2日準備事務連絡の「2 宿泊療養・自宅療養の対象及び解除の考え方」に基づき宿泊療養の対象とされた者である。

(1) 対象者

- 以下の者については、必ずしも入院勧告の対象とならず、都道府県が用意する宿泊施設等での安静・療養を行うことができる。
 - ・ 無症状病原体保有者及び軽症患者（軽症者等）で、感染防止にかかる留意点が遵守できる者であって、
 - ・ 原則①から④までのいずれにも該当せず、帰国者・接触者外来又は現在入院中の医療機関の医師が、症状や病床の状況等から必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した者※
 - ① 高齢者
 - ② 基礎疾患がある者（糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患を有する者、透析加療中の者等）
 - ③ 免疫抑制状態である者（免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者）
 - ④ 妊娠している者
- ※ 発熱、呼吸器症状、呼吸数、胸部レントゲン、酸素飽和度 SpO₂ 等の症状や診察、検査所見等を踏まえ、医師が総合的に判断する。
- 軽症者等である本人が重症化するおそれが高い者（上記①から④までに該当する者をいう。）（以下「高齢者等」という。）に該当しない場合であっても、当該軽症者等と同居している者の中に高齢者等がいることが確認された場合には、利用可能な入院病床数の状況を踏まえて入院が可能なときは、入院措置を行うものとする。

- なお、重症者の入院病床を速やかに確保する観点から、医療機関において、入院中の患者の中から退院可能な軽症者等について、保健所に連絡し、退院を調整し、宿泊療養の対象者とするとしても差し支えない。

(2) 関係各所との事前の調整

- 宿泊施設の設置・運営等に当っては、施設が所在する市区町村や医療機関、救急体制との綿密な連携が不可欠である。各都道府県において、宿泊療養の体制への移行を決めた場合には、ホテルを決定する前に、あらかじめホテルが所在する市町村に対して周辺環境等を中心として確認を求めるとともに、医師会、看護協会・ナースセンター等の医療関係団体、医療機関等に、宿泊療養に移行する趣旨、実施体制等を十分に理解いただき、医師及び保健師・助産師・看護師及び准看護師（以下「看護師等」と

いう。)の派遣等についても協力を要請する必要がある。

また、活用するホテルが決定した段階で、周辺の住民(例：自治会、町内会等)や、近隣企業に対しては、感染拡大防止に十分な対応を講ずるものであることを含め、市町村と協力して丁寧に説明し、理解を求める。

○ 説明に当たっては、以下のポイントを中心に説明することが考えられる。

- ・ 圏内における新型コロナウイルス感染症の状況
- ・ 宿泊療養、宿泊療養施設の概要(対象者を含む)
- ・ 管理・運営体制
- ・ 感染防止対策(ゾーニングなど)
- ・ 周辺環境への感染防止対策・配慮
- ・ 受入期間の目途 等

○ また、都道府県内において、本件業務の実施に当たっては関係部署が多岐に渡ること等から、主担当部局を速やかに決めるとともに、関係市町村を含め、関係連絡先等の把握・整理を行うことが求められる。

○ 宿泊療養に関しては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金における新型コロナウイルス感染症対策事業に基づき実施しており、都道府県が実施を担うこととなるが、宿泊療養施設への移送に当たり、対象となる宿泊軽症者等に対する事前説明を行う場合、保健所設置市及び特別区も共通認識の下で行うなど、医療機関所在地等の保健所設置市及び特別区との連絡・調整には留意すること。

また、宿泊療養施設の運営に当たっては、協議が整った上で、保健所設置市又は特別区との共同による運営も可能となっており、事務局体制を都道府県の職員並びに保健所設置市・特別区の職員の共同で構成するほか、感染状況等を踏まえて体制を移管することも考えられる。ただし、この場合であっても、運営に当たって必要な経費は、都道府県が負担することが必要となる。

○ 自衛隊は、宿泊療養の実施において、軽症者等の生活支援(食事の提供・回収など)について、必要があれば一定期間の要員派遣を行い、技術指導も含めた支援を行っていることから、派遣を要請する場合は、事前に、各都道府県の災害要請窓口となっている自衛隊の部隊又は各都道府県に派遣されている自衛隊の部隊の連絡調整要員と

調整する。また、ホテルが決まった後、具体的な要請を行うに当たっては、災害派遣の手続きに則り、前述の災害要請窓口等に対して連絡を行う。

○ 宿泊療養の実施に当たり、消毒、清掃、リネン類の取扱い（消毒、クリーニング等、リネン事業者等を含めた調整）に関しては、専門事業者の団体、医療関連サービスに従事する事業者等と調整することも考えられる。

○ 特に、リネン類はクリーニング事業者を見つけることができず、廃棄せざるを得ない例も見られることから、早期にクリーニング事業者の選定を進めた上で、確保が困難な場合には、廃棄物処理事業者との調整に切り替え、当該事業者を選定、宿泊療養施設のゾーニング、動線を実際に確認した上で、処理に至る流れを調整する必要がある。

○ 廃棄物処理の取扱いに関して、宿泊療養施設は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた感染性廃棄物が排出される施設には該当しないため、同法上、感染性廃棄物としての処理が義務付けられるわけではない。

ただし、その処理に際しては、当該施設内やその廃棄物の処理を委託される廃棄物処理業者の従業員において感染防止対策が適切に講じられる必要がある。

○ 具体的には、環境省が作成している「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成 21 年 3 月）（参考 1）や Q&A（参考 2）、チラシ（参考 3）を参照しつつ、それらで感染防止策として挙げられている対応をとっていただくとともに、特に、ごみに直接触れないこと、ごみ袋はごみがいっぱいになる前にしっかり縛って封をして排出すること、ごみを捨てた後は石けん等を使って手を洗うことなどに注意されたい。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れるなどの感染防止策に留意する必要がある。

○ また、宿泊軽症者等の退所後、次の宿泊軽症者等を受け入れるまでの間に行う清掃・消毒については、退所後に十分な換気を行った上で、以下のような清掃・消毒を行うこと。

- こうした清掃・消毒等が終われば、次の施設利用者を受け入れて差し支えなく、一定期間、間を空ける等の取り扱いはいらない。

(清掃・消毒等について)

- ・ 退去後の清掃については、通常の宿泊施設等と同様の清掃に加え、次亜塩素酸 0.1 %溶液又は アルコールによりドアの取っ手やノブ、ベッド柵等を拭く。清掃・消毒の際は、手袋、サージカルマスク、目の防護具、長袖ガウンを使用して行う。
- ・ リネンは、体液で汚れていない場合は、手袋とサージカルマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤等で洗濯し、完全に乾かすとの対応で差し支えない。体液で汚れたリネンを取り扱う際は、手袋、長袖ガウン、サージカルマスクをつけ、消毒（80℃ 以上の熱湯に 10 分間以上つける又は 0.1% 1000ppm ）次亜塩素酸）を行う。

※「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について
(令和2年4月2日付事務連絡) 5. (3) 退去後の居室の清掃等参照

(3) 主な担当業務と必要人員

- 宿泊施設を運営するうえで必要と考えられる主な担当業務例は下表のとおり。人員数については、宿泊施設の規模や協力者数のみならず、宿泊軽症者等の症状の度合いによって異なるため、適宜縮小・拡充することが望ましい。なお、ホテル従業員の協力を得られない場合、各都道府県の人員での対応、外部企業への業務委託等を行うことが考えられる。

各都道府県の人員に関しては、保健医療担当部局の職員のみならず、それ以外の担当部局の職員も含めて対応することを検討すること。

- また、外部企業への業務委託に加え、必要に応じて、人材派遣業者との派遣契約により、生活支援等の業務に従事するスタッフや、施設設備の管理等、専門的な業務に従事するスタッフを確保することも考えられる。
- ホテルや委託先企業等の従業員、派遣スタッフの協力を得る場合には、こうした従業員についても感染防止対策を適切に説明し理解を得るなど、当該従業員への感染防止策にも十分に配慮することが重要である。

※手指衛生方法、ゾーニングの考え方、個人防護具の着脱方法については、宿泊療養施設における非医療従事者向け感染対策の動画も参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#yobou

＜収容人数 100 名程度の宿泊施設における主な担当の常時配置人数例＞

主な担当		人数	作業概要
全体総括		1	事務総括、外部機関との調整（プレス・苦情対応）
健康管理担当	医師	1	必要時の診療・健康相談 ※オンコール体制で可
	看護師 保健師	2～4	検温・健康確認 ※日中は常駐、夜間はオンコールでも可
入退所対応・管理担当		4～8	入退所準備・対応・管理
生活支援担当		4	食事準備（弁当）、ゴミ回収、アメニティ管理 ※各種業務を宿泊施設従業員等が対応する場合も、宿泊軽症者等と接する業務等は、自治体職員が担当。
施設管理担当		1	非常時対応、リネン業者との連絡調整、備品の発注・在庫管理 ※宿泊施設の基礎的な管理に関しては、引き続き、宿泊施設従業員等に対応していただく体制を維持することが望ましい。

【全体像】

※上記の人数は、あくまで目安であり、同じ規模の室数であっても建物の構造や宿泊軽症者等の症状度合い等により必要人員は大きく異なり得る点に留意が必要。

※また、今般の対応では、療養者の状態像、療養の実態等を踏まえ、人数例よりも手厚い体制で対応する例も見られる点に留意。

【健康管理】

※健康管理担当には、必要に応じ、薬剤師も確保（近辺の薬局との連携での対応も可）。

※医師については、オンコール体制で可であるが、今般の対応においては、健康管理、疾病への対応を念頭に、日中は常駐させている例も見られる。

※看護師については、夜間はオンコール体制でも可であるが、今般の対応においては、多くの都道府県において夜間も常駐させている。

【入退所・管理対応、生活支援、施設管理】

※入退所対応・管理担当、生活支援担当、施設管理担当の人員は、状況に応じて柔軟に役割分担することも可。

※生活支援では、アメニティの管理などを中心にホテル側が対応している例も見られる。(食事の配膳等、ゴミの回収も一部の都道府県では実施例あり)

※施設管理では、緊急時の対応、リネン交換などでホテル側が対応している例が見られる。(客室清掃、警備も一部の都道府県で実施例あり)

※宿泊療養の実施において、宿泊軽症者等の生活支援(食事の提供・回収など)について、必要があれば、自衛隊が一定期間要員派遣を行い技術指導も含めた支援を行っている。

※まずは少ない受入人数から始めてノウハウを蓄積しつつ、更に人員体制を検討することも考えられる。

※宿泊施設とは、(6)における契約時、協定の締結時に役割分担をよく調整すること。

※上記の通り、人員の確保に当たっては、人材派遣業者との契約も想定すること。

- 感染防護を適切に行う観点から、廊下、出入口、ロビー等における常時の管理体制が必要である。カメラ・モニターによる対応を含め、警備方法について、ホテル等と相談・調整する。

(4) 事務局の業務スケジュール

- 宿泊施設ごとに異なる貸し切り可能な範囲、保有する室数等の状況も踏まえつつ、宿泊軽症者等の受入に係るオペレーション体制の構築を行うことが重要である。
(3)において示した担当業務と必要人員のイメージをもとに、1日の業務を包括できる体制を構築して臨む必要がある。

(5) 宿泊施設における必要な資材等

- 各都道府県は、感染防止の観点から、主に以下の資材を準備することが望ましい。その他の必要資材については、4月2日宿泊療養マニュアルを参考にされたい。特に、従事者の医療用物資の提供に関して、上記1(2)にあるとおり、宿泊療養施設は、その他特別な事由がある場合の医療機関等として、対象に位置付けられている。

- ・ サージカルマスク
- ・ ガウン
- ・ ゴーグル(フェイスシールド)
- ・ 体温計
- ・ パルスオキシメーター(血液の中に酸素がどれくらいあるか指に付けて測る機器)
- ・ 手袋
- ・ リネン(施設に十分な量がない場合)

- ・聴診器、ペンライト、血圧計
- ・AED（宿泊施設に備えがなければ）

※配置予定の医療スタッフと相談し決定する。

- 「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（以下「HER-SYS」という。）については、宿泊療養施設からもデータ入力を可能とすることで、効率的な情報共有を図るものであり、保健所の事務負担の軽減及びより効果的な感染症対策に資するものとなっている。また、HER-SYSにおいては、宿泊軽症者等がスマホ等により健康状態の入力を行うことができるため、宿泊療養施設内での日々の健康状態の確認をより効率的に実施できることも期待される。
- そのため、やむを得ない場合を除き、都道府県において、宿泊療養施設に対し、HER-SYS へのアクセスのために必要となる ID 付与を行い、積極的に活用することが重要である。（「帰国者・接触者外来等の医療機関等における新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の利用促進について」（令和2年7月17日付け事務連絡）を参照。）

（6）宿泊施設との契約

- 今般のホテルの選定に当たっては、ホテルごとに室数や特性等も異なり、2（2）に掲げた要件にそって都道府県が検討を行う必要があることから、こうした条件を満たした個別のホテル事業者と都道府県の間で個々に折衝を行い、価格を含む諸条件が整った場合にはじめて契約を結ぶことになると考えられる。
- 事業者の選定に関しては、基本的には一般競争入札によるべきとされているが、関係法令において「不動産の買入れ又は借入れ、（中略）の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」の場合には、随意契約によることが認められており、本件は、こうしたケースに該当すると考えられる。このため、都道府県は、当該ホテル事業者との間で、随意契約を締結することとして差し支えない。
- その際、ホテル事業者との契約に当たっては、契約金額のほか、
 - ① 2（2）に掲げたホテルの選定の際の要件等についての確認
 - ② ホテル従業員の協力等をどの範囲で得られるのかの確認

- ・ 想定される業務例として、クリーニング、居室の清掃、日用品の調達、食事の配布、周辺の住民等への説明に対する協力等が考えられる。
- ・ また、提供する食事に関して、ホテルの調理部門に委託するのか、外部の弁当事業者等に委託するのか（ホテルから紹介を受けるのか）、厨房を使用するのか、等

も決定が必要。

③ ホテルの管理等についてホテル事業者と都道府県の責任範囲の明確化

・想定される例として、設備管理等（防災、空調、エレベーター等の設備管理）

④ 利用期間終了後に負う修繕等の必要性の明確化（通常の宿泊客が負う範囲のみで修繕等の責務を負う）

・原状回復に関して、消毒、清掃、マットレス・寝具の交換等、その範囲を明確にするほか、原状回復へと移行する時期、要する期間の明確にすることが必要

⑤ 現にホテルの利用客、予約客がいる場合（婚礼、宴会等を含む。）、その振替対象、時期、方法等に関する明確化
等を整理しておくことが望ましい。

○ 上記２（６）にあるとおり、事前に締結した協定等に基づき確保する方法も考えられる。協定等の締結に当たっても、必要な局面において円滑な稼働が可能となるよう、上記については明確にした上で締結することが必要となる。

○ なお、ホテルを借り上げる場合、旅館業法の取扱いとしては、本来営業の停止届を提出させることが望ましいが、協議書や契約書等により当該期間中は業務を停止することの確認が可能となる場合は、各自治体の判断により、当該書面の確認をもって届出があったとみなすこととして差し支えない。この場合、生活衛生部局と連携の上、対応いただきたい。

○ 宿泊療養施設との契約に加え、宿泊療養中の食事に関し、外部の食事提供事業者等と契約し、提供する方法も考えられる。今般の対応では、既知の提供事業者に委託した例が多く、その他、宿泊療養施設側からの紹介による例、施設周辺の飲食店に依頼する例、保健所や市町村からの紹介を受ける例がみられた。当該契約に当たっては、宿泊軽症者等は比較的、若年層が多い中、食事の量、内容、種類等については、宿泊軽症者等からの苦情に結び付きやすいことを念頭に、締結することが重要である。

(参考) 当該施設における対応業務マニュアルの策定に当たっての留意点

- 各都道府県が実際に宿泊療養を行うに当たっては、施設ごとに、オペレーションを担う職員のための対応業務マニュアルを策定するものと考えられる。この項は、当該マニュアルを作成する際の留意点等を参考までに整理するものである。
- 施設の実際のオペレーションについては、
 - ・ ホテルの規模や建物の特性、借用形態
 - ・ ホテルやその他の事業者等からの業務の協力状況
 - ・ 当該ホテルにおける宿泊軽症者等の規模等によっても異なるため、以下の記載を参考に、施設ごとに見直すべきものである。
- また、業務に従事するに当たっては、宿泊軽症者等が、入院等が必要な状態ではないとされた軽症者等である中で、生活上の制約が必要となることを十分に理解し、当該施設の目的等を妨げない範囲で、丁寧に対応するよう留意が求められる。特に、宿泊軽症者等は、一定の期間、宿泊療養施設において過ごすことになるため、家族等からの差入、宅配サービスの利用等について、療養上の妨げにならない限りにおいて、容認することも重要となる。
- なお、対応業務マニュアルの参考例（別添）を付けるので、参照されたい。

(1) 基本的事項

① 宿泊療養等の流れについて

- ・ 宿泊療養の対象者について、例えば、現在入院している者のうち、医療機関の医師が症状等を踏まえ、入院が必要な状態ではないと判断した者から移行することなどが考えられるが、宿泊施設の業務オペレーション等にも影響することから、あらかじめ明確化し、関係者等との間で共有しておく必要がある。特に、協定等に基づき、必要時に借り上げる方式を採る場合、当該宿泊療養施設においては、どのようなケースに対応するのか、密に共有することが必要となる。
- ・ また、宿泊療養の解除について、退所基準を踏まえ、核酸増幅法の検査又は抗原定量検査を実施する際、帰国者・接触者外来等の検査実施可能な医療機関との調整、搬送業務が発生するケースがあることから、業務オペレーションの流れについて、関係者間等との間で共有しておく必要がある。

② 事務局の体制について

- ・ 事務局の体制のイメージについては、10 ページの表に整理したとおりである。

- ・ 特に医師や看護師等の医療スタッフについては、都道府県や地域の医師会、看護協会・ナースセンター、公立病院等に協力を依頼することが考えられることから、都道府県が選定した宿泊施設での宿泊療養の開始に間に合うよう、速やかに医療スタッフの確保に向けた取組を進める必要がある。

③ 事務局の業務スケジュール

- ・ 多くの職員で事務局の役割をローテーションする場合等、朝・夕など、適宜適切に全体ミーティングを行い、施設内の状況等について適切に引き継ぎを行う。

(2) 宿泊軽症者等への注意事項

- ・ 宿泊施設を適切に管理し、感染拡大を防止する観点から、宿泊軽症者等には、館内では事務局の指示に従い、ルールを守っていただく必要がある。このため、あらかじめ、主な注意事項などを記載した紙を本人に渡し、同意書に署名していただくことが考えられる。

(3) 職員等、館内スタッフへの注意事項

館内は、個人防護具着用の場合のみ入れる場所（ゾーン）とそれ以外の場所（ゾーン）との間で、エリアを分ける必要があること等から、館内見取り図・敷地平面図を含め、これらの場所（ゾーン）を明確化し、事前に職員に説明する必要がある。

- ・ 特に、ロビー・フロントエリアの配置、面積、形状やエレベーターの基数等を踏まえた食事等の搬入、提供（配布）場所や動線の確保については明確化しておくことが必要である。
- ・ 適切な感染管理を行う観点から、建物の入口は、施錠するか、手動モードとしておくことが考えられる。ただし、入退所者の出入り時にはあらかじめ自動モードに切り替えておく。
- ・ 事務局又はホテルスタッフにより、適宜モニターを確認し、適切な感染管理を行う観点から、宿泊軽症者等の外出や、外部から人が入るといったことのないように常時確認をする。

その他、ホテルの設備を踏まえた適切な方法をあらかじめ検討し、決定することが必要である。

(4) 業務分担等について

本施設に従事する職員の業務を円滑に進めるためには、全体総括の統括の下、各担当が担当する日々の業務の中で把握する宿泊軽症者等の状況について、職員全体で適宜共

有し業務に当たることは不可欠と考える。その際、各関係部局から個々に参集した職員同士が、ローテーションで対応するといったことも十分考えられる。実際の職員の配置については、専属、ローテーションによる方法等、各都道府県の実情に応じて定めることが必要となる。都道府県が作成するマニュアルにおいて、個々の役割分担を明確化した上で、宿泊療養開始前に従事する職員間で認識を共有するとともに、Web 会議方式を含めた引継方法についても明確にしておくことが望ましい。

また、都道府県において、複数の宿泊療養施設を展開する場合、Web 会議方式等も活用しながら、各施設における業務上の課題の共有等も重要となる。

①全体統括

- ・ 全体統括の業務としては、施設運営管理全般やプレス対応等が考えられる。
- ・ プレスからの取材依頼等があった場合の対応や判断について、施設内で行うことは体制的に難しいため、必要に応じて、本庁で集約するといった方法も考えられる。

②健康管理担当

i) 看護師等

業務としては、検温結果の確認、健康状態の確認などがある。

■健康状態及び検温結果の確認

- ・ 健康状態の確認については、毎日一回、看護師等が宿泊軽症者等から内線電話を活用して聞き取り、その結果を健康観察票等に記載する。検温の結果も確認する。なお、内線電話のほか、アプリ等を活用できる場合には、活用して把握する。

その際、宿泊軽症者等の状況に応じて、パルスオキシメーター等も使用して適宜健康状態を確認する。

- ・ 健康状態の確認については、内線電話による聞き取りのほか、HER-SYS の積極的な活用を含め、タブレット等の ICT ツールの活用により、効率的に実施することが重要となる。
- ・ なお、聞き取りの結果、新型コロナウイルス感染症の症状か否かにかかわらず、医師に相談すべき事項等がある場合は、一旦保留し、医師に相談の上で対応するものとする。（なお、体調変化時の対応については、後述）

- ・ 宿泊軽症者等は自身が不安な中、概ね 10 日前後、宿泊療養を受けることになり、精神的に不安定になることも想定されるため、健康管理担当によるケアのほか、必要に応じて「こころの相談」（精神保健福祉センター）などを活用すること。
- ・ また、精神保健福祉センターとも連携し、当該センターの医師、保健師、精神保健福祉士による定期的なメンタルヘルス支援、タブレット・スマホ等を活用した web によるメンタルヘルス相談支援を行うことも考えられる。

ii) 医師

オンコール体制を確保し、看護師等からの相談等に対応する。

【体調変化時の対応について】

- ・ 療養中、宿泊軽症者等の体調が変化した場合、外部の医療機関との連携を含めた対応が必要となる。
- ・ 宿泊療養施設に医師が常駐する場合、必要に応じ、診療、処方等を行うことも考えられる。
- ・ 宿泊軽症者等に持病があり、療養中に悪化した場合、当該宿泊軽症者等の主治医、かかりつけ医に連絡の上、オンライン等による診療、処方を行い、近隣の薬局において調剤、医薬品の配達を行うことも考えられるほか、適宜、必要な感染対策を講じた上で、往診、訪問診療による対応も考えられる。
- ・ 宿泊療養においては、各種スタッフが一定数配置され、かつ、精神的にも負担の重い業務となることから、プライバシーに配慮した仮眠スペースを確保するほか、メンタルヘルスのケア等にも留意することも重要となる。
- ・ 健康管理においては、宿泊療養施設内という制約はあるものの、室内でできる軽度の運動なども留意すること。

③生活支援担当

- ・ 本文（６）にもあるとおり、宿泊軽症者等は比較的、若年層が多い中、食事の量、内容、種類等については、宿泊軽症者等からの苦情に結び付きやすいことに留意が必要。

今般の対応において見られた苦情（例）

- ・ 食事の量が少ない
- ・ 食事内容が悪い
- ・ 味が濃い、冷たい
- ・ メニューが単調
- ・ 野菜、果物が少なく、逆に揚げ物が多い、脂っこい
- ・ 乳製品がまったくない、ご飯・パンの選択ができない

- ・ 今般の対応中、複数事業者から選択することを可能とする例、単一の事業者であっても複数のメニューから選択することを可能とする例もあることから、こうした対応についても考慮されたい。また、アレルギー食への対応についても、あらかじめ献立表（原材料等を記載）を配布することや対応可能な受入施設に移動していただくことなど考慮するほか、

対応方針を明確にすること。

■ 宿泊軽症者等の食事準備等

- ・ 宿泊軽症者等の食事は、各人の居室でとっていただくこととなるが、配布の方法については、宿泊軽症者等の状態等に応じ、当該施設での宿泊療養の実施方針をあらかじめ決定しておく必要がある。
- ・ 各部屋の前に直接届ける場合、居室前までサージカルマスクの着用と手指衛生の対応を行う必要があるため、
 - － ホテルの厨房や、外部の弁当業者などから弁当を受け取り運ぶ職員と、
 - － 宿泊軽症者等の入るエリアに立ち入って、弁当を置いてくる職員の双方の動線や、弁当の受け渡し方法等について、あらかじめ整理することが必要になる。
- ・ また、決められた時間帯に自ら食事置き場に取りに行くなど、職員と接触しない形で配布を工夫することも考えられる。この場合、宿泊軽症者等にはマスクの着用を徹底するようお願いする。
- ・ 宿泊軽症者等に渡すべき他のものについても、食事を配布する機会を活用して、同時に行う（下記参照）。

■ 食事に関する館内放送の依頼

- ・ 宿泊軽症者等が食事を取りに来る方法とする場合、混雑を防止するため、タイミングをフロア別にする等の対応も検討が必要である。
- ・ 時刻の変更がある場合等も、館内放送等でこまめに伝達する。

■ ゴミの回収等

- ・ 弁当の容器をはじめとしたゴミについても、特定の置き場等に宿泊軽症者等が置きに来る方法の場合には、ゴミを捨てられる時間帯を決めて、宿泊軽症者等にあらかじめ伝える。
- ・ 職員がゴミを回収する際には、職員は手袋、サージカルマスク、長袖ガウンを着用して回収し、しっかりと袋を縛り、ゴミ回収業者が来るまでの間は置いておく必要があるため、ゴミの管理場所を決めておく必要がある。

■ リネン・アメニティの管理、配布等

- ・ 所定の場所に設置し、宿泊軽症者等が弁当を受け取る時間帯などに自由に取り置きできるようにすることが考えられる。
- ・ 今般の対応においては、リネン類を廃棄している例が多いことから、リネン類の回収についても考慮が必要となる。
- ・ リネン類を回収する場合、回収方法（回収場所、一時的な保管場所、廃棄ルート等）について検討、明確化することが必要となる。

■検温情報の集約

- ・ 検温については、朝（例：7時頃）と夕方（例：17時頃）の最低2回行い、1日1回、結果の集約を行う。
- ・ 朝・夕方とも、検温の開始を館内放送で依頼し、HER-SYSの宿泊軽症者等によるスマホ等での入力機能やタブレット等を活用して結果を確認した上で、入力がない場合等には、健康状態の確認の際などに結果を宿泊軽症者等から内線で聞き取ることが考えられる。なお、集計結果については看護師が確認を行うことが必要である。

■療養中に利用する物品について

- ・ 宿泊軽症者等の療養中、不足しがちな物品は以下のとおり。

【不足した物品（例）】

- ・ 高血圧の薬、腹痛・頭痛の際の市販薬
- ・ 生理用品
- ・ タオル、バスタオル、パジャマ、浴衣等
- ・ ドライヤー
- ・ 消臭スプレー、殺虫剤等
- ・ 水、インスタントコーヒー、のど飴
- ・ 綿棒、爪切り、絆創膏

- ・ 爪切り等、基本的には個々人が用意すべきものも含まれるが、宿泊療養への移行までに用意する時間がない場合が多いことを念頭に、宅配サービスの活用、家族、知人等による差入等を可能とするなど、考慮が必要となる。

■Wi-fi 環境について

- ・ 同一の宿泊療養施設において療養する宿泊軽症者等が増加する場合、Wi-fi 環境が悪化することが考えられるため、留意すること。

■日常的に使用する薬の確保について

- ・ 宿泊軽症者等が日常的に使用する医薬品が不足した場合、主治医・かかりつけ医や宿泊療養において連携している医療機関に連絡の上、処方を依頼した上で、調剤薬局等における調剤につなげることが必要となる。調剤に当たって、薬局から配達する、家族・知人等が受け取り、宿泊療養施設まで届ける、保健所職員が届ける方法なども考えられる。

■差し入れ、宅配サービスの受け渡し等

- ・ 日用品等の差し入れ、宅配サービスの受け渡しに当たっては、配達・受取スペースを設定、食事の提供時間に合わせて受取を可能とする、個別に配布する等、受取方法等を

明確にすることが必要となる。

- ・ 上記のとおり、療養中、不足しがちな物品は多岐にわたること、療養までに準備する時間的な余裕がないことも考えられること、差し入れ、宅配等の取扱いが苦情に繋がりやすいこと等に留意した上で、宿泊療養を選択しやすい環境を整備することを念頭に、その取扱いを検討することが必要となる。
- ・ 特に、上記の所要が必要な医薬品以外の市販薬についても考慮が必要となる。

④入退所対応・管理担当

■ 宿泊軽症者等の受入準備及び入所時の対応

- ・ 宿泊療養の対象者についての保健所からの連絡を受けて、都道府県の本庁等都道府県で定めた窓口で調整を行う（なお、地域の実情に応じて、柔軟に分担を設定して差し支えない。）。決定次第、受入担当に電話及びメール等で情報を伝達し、受入担当は受入の準備を開始する。
- ・ 宿泊療養の開始の際には、担当者は手袋、サージカルマスク、目の防護具を着用し、宿泊軽症者等との接近を避け、一定以上の程度の距離を空けて必要事項を説明する。館内ルール等の具体的な質問に関しては入室後に、内線電話を通じて行うことが考えられる。
- ・ 宿泊療養の退所基準を踏まえ、退所時期の目途を説明することが、先行き不透明な状況に基づく不安の解消に向けて重要となる。

■ 退所の手続き

- ・ 退所の伝達は、看護師等から行う。その後の退所の手続きについては入所者管理担当が行う。退所手続に当たっては、健康状況が変化した場合の連絡先を伝える。
- ・ 解除後4週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、退所者本人から帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示に従い、医療機関を受診することが求められる。この場合、退所に際して、退所者に対して、この旨を丁寧に説明し、遺漏がないよう留意する。（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）」（令和2年6月12日付事務連絡）の参考資料参照）
- ・ なお、本人の退所後、入居していた部屋への立ち入りは、基本的に清掃業者による清掃を待つ必要があるため、リネン関係一式等については所定の回収場所に置いていただくよう依頼するとともに、忘れ物には十分気をつけるよう説明する。
- ・ 退所後の健康管理については、保健所設置市又は特別区ともよく連携することが必要となる。

⑤施設管理担当

■館内放送

- ・ 宿泊軽症者等全員に対する連絡については、基本的には館内放送を用いて行う。検温の開始、食事の配布、ゴミの回収等について、あらかじめ放送の時間帯や内容を決める。

■リネン業者等との調整

- ・ リネン関係一式やアメニティ備品等を、宿泊軽症者等が室外に出る際に自由に取り置くことができるようにする場合は、備品等の残数を生活支援担当と毎日確認し、欠品が生じないように業者に発注する。